様式第８（第６０条関係）

許　　　可

破砕業　　　　　　申請書

許可の更新

|  |  |
| --- | --- |
| ※許可番号 |  |
| ※許可年月日 |  |

年　　月　　日

青森県知事　　　　　　　殿

（郵便番号）

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第６８条第１項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可（許可の更新）を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の範囲 |  |
| 事業所の名称及び所在地 |
|  | 名　称 |  |
| 所在地 | （郵便番号）電話番号 |
| 事業の用に供する施設の概要 |  |
| 当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号 | 年　　月　　日　　第　　　　　　　　　号 |
| 他に解体業又は破砕業の許可(他の都道府県のものを含む｡）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） | 都道府県・市名 | 許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） |
|  |  |
| 他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） | 都道府県・市名 | 許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） |
|  |  |
| 破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限 |  |

|  |
| --- |
| 役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 役職名 | 住　　　　所 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 　令第５条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 役職名 | 住　　　　所 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 　法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 住　　　　所 |
|  |  |  |
| 法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。） |
|  | 名　称 |  |
|  | （ふりがな）代表者の氏名 |  |
|  | 住　所 | （郵便番号）電話番号 |
| 法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 役職名 | 住　　　　所 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

|  |
| --- |
| 発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。） |
|  | （ふりがな）氏名又は名称 | 住　　　　所 | 保有する株式の数又は出資の金額 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 標準作業書の記載事項 |
|  | 解体自動車の保管の方法 |  |
|  | 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法 |  |
|  | 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法 |  |
|  | 排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。） |  |
|  | 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法 |  |
|  | 解体自動車の運搬の方法 |  |
|  | 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法 |  |
|  | 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法 |  |
|  | 火災予防上の措置 |  |
| （備考） |  |

備考　１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。

２　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

３　「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。

４　「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

５　「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。

６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

※手数料欄（青森県収入証紙貼付）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 手数料額 |
|  | 申請区分 | 手数料 |  |
| 破砕業　新規許可申請 | ８４，０００円 |
| 破砕業　更新許可申請 | ７７，０００円 |
|  |
|  |

（記　入　例）

様式第８（第６０条関係）

許　　　可

破砕業　　　　　　申請書

許可の更新

|  |  |
| --- | --- |
| ※許可番号 |  |
| ※許可年月日 |  |

令和○年○○月○○日

青森県知事　　　　　　　殿

（郵便番号）　○○○－○○○○

住　　所　　○○県○○市○○町○番○号

氏　　名　　○○株式会社　代表取締役　○○○○

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　　000-000-0000

使用済自動車の再資源化等に関する法律第６８条第１項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可（許可の更新）を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の範囲 | 破砕前処理破砕処理 |
| 事業所の名称及び所在地 |
|  | 名　称 | ○○株式会社○○センター○○支店 |
| 所在地 | 〒000-0000○○県○○市○○町△△○番○号TEL 000-000-0000 |
| 名　称 | ○○株式会社○○センター△△支店 |
| 所在地 | 〒000-0000○○県○○市○○町△△○番○号TEL 000-000-0000 |
| 事業の用に供する施設の概要 | １．○○支店破砕施設①シュレッダーマシーン○○型（能力0000ﾄﾝ/日）１基破砕施設②シュレッダーマシーン△△型（能力0000ﾄﾝ/日）１基せん断施設ギロチン○○型（能力 0000トン/日）１基圧縮施設○プレス○○型（能力 0000トン/日）２基解体自動車保管施設①（解体自動車・プレス）面積00000㎡コンクリート打設自動車残さ保管施設②（ＡＳＲ）面積00000㎡　屋根・囲い有運搬車両（平ボディ ２、キャリアカー ２）プレスカー　２油水分離装置　0000㎥　２基 |
| ２．△△支店破砕施設シュレッダーマシーン○○型（能力0000トン/日） １基せん断施設ギロチン○○型（能力 0000トン/日）１基圧縮施設○プレス○○型（能力 0000トン/日）１基保管施設①（解体自動車・プレス）面積00000㎡コンクリート打設保管施設②（ＡＳＲ）面積00000㎡　屋根・囲い有運搬車両（平ボディ ２、キャリアカー ２）プレスカー　２油水分離装置　0000㎥　２基 |
| 当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号 | １．○○支店廃プラスチック破砕施設①昭和00年00月00日　　第00000000000号廃プラスチック破砕施設②昭和00年00月00日　　第00000000000号 |
| ２．△△支店廃プラスチック破砕施設昭和00年00月00日　　第00000000000号 |
| 他に解体業又は破砕業の許可(他の都道府県のものを含む｡）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） | 都道府県・市名 | 許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） |
| １．○○県２．□□県３．◇◇市 | 破砕業　第00000000000号解体業　第00000000000号解体業　第00000000000号 |
| 他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） | 都道府県・市名 | 許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） |
| １．○○県２．□□県３．◇◇市 | 第0000000000号第0000000000号第0000000000号第0000000000号第0000000000号 |
| 破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限 | １．○○株式会社○○センター廃車集積場△△県△△市○○町○番○号保管場所面積000㎡、保管量の上限0000台２．○○株式会社○○センター解体自動車集積場○○県△△市○○町○番○号保管場所面積000㎡、保管量の上限0000台 |
| 役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 役職名 | 住　　　　所 |
|  | ふりがな○○　○○ | 代表取締役 | ○○県△△市○○町○番○号 |
|  | ふりがな○○　○○ | 取締役 | ○○県△△市○○町○番○号 |
|  | ふりがな○○　○○ | 取締役 | ○○県△△市○○町○番○号 |
| 　令第５条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 役職名 | 住　　　　所 |
|  | ふりがな○○　○○ | ○支店長 | ○○県△△市○○町○番○号 |
|  | ふりがな○○　○○ | ○支店長 | ○○県△△市○○町○番○号 |
|  | ふりがな○○　○○ | ○ｾﾝﾀｰ場長 | ○○県△△市○○町○番○号 |

|  |
| --- |
| 　法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 住　　　　所 |
|  |  |  |
| 法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。） |
|  | 名　称 |  |
|  | （ふりがな）代表者の氏名 |  |
|  | 住　所 | （郵便番号）電話番号 |
| 法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 役職名 | 住　　　　所 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。） |
|  | （ふりがな）氏名又は名称 | 住　　　　所 | 保有する株式の数又は出資の金額 |
|  | ふりがな○○　○○ | ○○県△△市○○町○番○号 | 五千株 |
|  | ふりがな○○　○○ | ○○県△△市○○町○番○号 | 四千株 |
|  | ふりがな株式会社○○○○ | ○○県△△市○○町○番○号 | 二千株 |
| 標準作業書の記載事項 |
|  | 解体自動車の保管の方法 | ・保管場所の範囲を明確にし、保管基準を遵守して保管する。・解体自動車以外の他の廃棄物が混入しないように留意する。 |
|  | 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法 | ・生活環境の保全上支障がないよう留意し、適切に破砕前処理を行う。・解体自動車以外の他の廃棄物が混入しないように留意する。 |
|  | 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法 | ・生活環境の保全上支障がないよう留意し、適切に破砕処理を行う。・解体自動車以外の他の廃棄物が混入しないように留意する。 |
|  | 排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。） | ・油水分離装置の清掃を定期的に実施し、適切に管理する。 |
|  | 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法 | ・保管基準に従い、飛散、流出が起こらないように適切に保管する。・ＡＳＲ以外の残さ（ＳＲ）の混入がないよう区分して保管する。 |
|  | 解体自動車の運搬の方法 | ・自社の運搬車両で処分基準に従い運搬する。 |
|  | 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法 | ・ＡＳＲ以外の異物の混入及びＡＳＲの飛散・流出がないよう運搬する。 |
|  | 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法 | ・定期的に点検を実施し、油漏れ等がないことを確認する。 |
|  | 火災予防上の措置 | ・燃料を取り扱う場所では火気厳禁とする。・消火器を配置する。 |
| （備考） |  |